



第19回 アジア・太平洋会計士連盟 (CAPA) ソウル大会レポート

1.はじめに

アジア・太平洋会計士連盟 (CAPA) ソウル大会 (CAPA Seoul 2015) が、2015年10月27日から29日にかけて、韓国・ソウルにあるCoex (Convention and Exhibition Center) にて開催された。CAPAは、日本公認会計士協会 (JICPA) を含む、アジア・太平洋地域の23か国の32の団体が加盟する、国際会計士連盟 (IFAC) の4つの地域機構の1つである。今回のようなCAPAの全体会議は、概ね4年に1回開催されている。今大会には、CAPAに加盟していない国からの参加者を含む合計26か国から、総勢1,300人超の参加があった。この参加者のうち、主催国である韓国からは700人超の参加があり、残る海外からの参加者の約半数である300人超が日本からの参加者であった。

今大会の主題は「アジアの会計士 - 先頭に立ち、未来を切り開く (Asian Accountants - Leading the way, inspiring the future)」であり、そのテーマに沿った3つの本会議と、合計12の分科会が開かれた。また、この本会議や分科会には、日本からも右表のとおり、多くの関係者が登壇した。

日本人登壇者一覧 (敬称略)

本会議1 2030年 アジアの職業会計士
— 将来展望と、それが会計士にとって意味するもの
森 公高 (日本公認会計士協会 (JICPA) 会長)

分科会1 統合報告 — これは「万能薬」か？
手塚正彦 (有限責任監査法人トーマツ パートナー 統合報告アドバイザー室長)

分科会5 アジア的価値と職業倫理
— ビジネス倫理の向上に会計士が果たす役割
加藤 厚 (国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ボードメンバー・元企業会計基準委員会 (ASBJ) 副委員長)

本会議3 財務報告への信頼
— 一般市民や投資家は正しい情報、信頼できる情報を受け取っているか？
関根愛子 (JICPA 副会長)

分科会8 監査の新しい基準 — 質の高い基準をいかに適用するか？
関川 正 (JICPA 主任研究員)

分科会9 国際財務報告基準 (IFRS)
— 世界的な普及に必要な変革は何か？
関口智和 (ASBJ 常勤委員)

分科会12 複雑に絡み合うインターネットの世界 — 税の抜け道をふさぐ
須藤一郎 (JICPA 租税調査会委員長、EY税理士法人 パートナー)

森 公高氏
(日本公認会計士協会 (JICPA) 会長)



2.開会式

会議初日である10月28日8時半から開催された開会式は、韓国の伝統的な、迫力のある太鼓によるパフォーマンスにて幕を開けた。まず、今回のCAPAソウル大会組織委員会の委員長を務めたIn-Ki Joo氏から開会にあたっての挨拶があり、本大会はソウルで開催される2回目のCAPA大会であること、1,300名を超える参加者に恵まれたこと、また、アジア経済がますます発展している中、職業会計士は主要なプレイヤーとして役割を果たすことが期待されており、CAPAはアジア・太平洋地域でそのリーダーシップを発揮していくことが求められているとの発言があった。次に、CAPA会長のSujeewa Mudalige氏（2015年10月をもって退任。現在は、CAPA初の女性会長としてカナダ出身のJackie Poirier氏がCAPAの会長を務める。）より、1957年に初めてフィリピン・マニラで開催されたこのCAPA大会も今回が19回目となり、韓国公認会計士協会（KICPA）はその第1回大会からの参加者であること、また、職業会計士の役割は近年、さらに重要性が増しているなどの説明があった。その後、韓国の金融庁など政府機関の代表者からの歓迎の挨拶があり、CAPAソウル大会の開会が宣言された。（樫山）

3.会議報告

本会議1

2030年 アジアの職業会計士 — 将来展望と、それが会計士にとって 意味するもの

開会式に続く本会議1では、IFAC、中国公認会計士協会（CICPA）、JICPA、KICPAの4つの職業会計士団体の会長による講演とパネルディスカッションが行われた。

IFAC会長であるOlivia Kirtley氏は、人材育成の重要性と企業のガバナンス強化への貢献というテーマで講演し、職業会計士という職業は、数値だけではなく価値を扱う仕事であり、創造性が求められるものであること、職業会計士が若い人にとって魅力的な職業となるように、今後はテクノロジーの活用、コミュニケーション、パーソナリゼーションの強化といった人材の育成が重要な課題であるとの発言があった。また、企業の外部役員やコンサルタントとしての自身の長年の経験から、企業のガバナンス体制の強化の重要性が指摘され、職業会計士は、企業に対してガバナンス強化へ向けた助言を行い、価値のあるサービスを提供していかなければならないとの発言があった。

CICPA会長であるShuping Feng氏

は、アジア・太平洋地域内の職業会計士の連帯の重要性というテーマで講演し、世界の人口の約40%、世界の取引の半分近くがアジア・太平洋地域で行われており、今後もますます経済発展することが期待されていること、この経済発展のためには、公平で正しい会計情報が求められており、職業会計士同士の連帯及び協力が必要であるとの発言があった。このような中で、CAPAの果たす役割は今後も大きくなっていくことから、CICPAもCAPAへの協力を高めていきたいとのことであった。

JICPA会長である森 公高氏からは、職業会計士を取り巻く様々な変化がある中で、これらの変化を成長への機会として活かしていくことが重要であるとの発言があり、引き続き情報の信頼性を確保し、説明責任を果たすために職業会計士の担う社会的責任は大きく、特に、統合報告を中心とした新しい報告への職業会計士の貢献を高めること、ポーダレス化が進む中でアジア・太平洋地域の職業会計士の連携がますます求められていること、また、デジタル技術を中心とした人工知能の急激な発展が監査に与える影響を十分検討し対応していく必要がある等の発言があった。

KICPA会長であるSung-won Kang氏からは、ITの発展が進む中で、職業会



手塚正彦氏

(有限責任監査法人トーマツ パートナー 統合報告アドバイザー室長)

計士がこれにいかに対応していくべきかという観点から、多くの企業がITをベースにしたスマート戦略を打ち出している一方で、職業会計士がアシュアランス業務の中で、データ解析を素早く行うことができているのか疑問であること、また、職業会計士としての非財務情報への対応という面では、利害関係者への報告、コミュニケーションの中で独立したアシュアランスが必要であることなどが指摘された。(家徳)

分科会1

統合報告 ―これは「万能薬」か？

統合報告は、従来の財務報告モデルを土台に、企業が長期的に価値をどう創造・維持するかを利害関係者が知るための非財務情報を包含したものである。統合報告を採用している企業は、統合報告の採用により、未来志向の思考や事業運営が可能になると評価する。しかし、より信頼性の高い情報の提供など、多くの面でなお改善の余地は残されている。本

セッションでは、財務情報にとどまらない企業報告のあり方をさらに改善するため、職業会計士が、今、何をしており、そして、これからどうあるべきかについて、パネリストの間で意見が交換された。

国際統合報告評議会 (IIRC)のCEOを務めるPaul Druckman氏からは、統合報告に係る最近の状況について、政府と社会 (ビジネス)との間の横断的なプロジェクトとなってきており、長期的なインフラ投資とも関係してきていること、また、中小規模企業 (SME)の価値を説明するためにも統合報告は幅広く活用されるべきであるとの説明があった。統合報告が広まりをみせる一方で、大企業が公表する統合報告書は、非常に分量が多く専門的すぎるため、利用者が本当に理解できるものであるのかについての問題提起があり、報告書のあるべき姿について今後も継続して検討していく必要性が指摘された。さらに、Druckman氏からは、統合報告の運用等に関しては、企業と密接にかかわる職業会計士が中心となって議論をリードしていくべきである旨の意見もあった。

日本からパネリストとして参加した有限責任監査法人トーマツの手塚正彦氏からは、日本における現状と、今後の進展の可能性についてのプレゼンテーションがあった。特に、日本においてもスチュ

ワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが導入されたことによって、投資家と企業とが建設的な対話を進めるための最も有効なツールとして統合報告への期待が高まっており、現在、導入が加速していることが紹介された。また、職業会計士にとってのビジネス機会の拡大という観点から、企業経営に対する深い理解を有する職業会計士にとっては、企業経営の内容と持続的な成長可能性を投資家に分かりやすく伝える統合報告に関連して、幅広いアドバイザリー業務の拡充が期待できるのではないかと意見が示された。

高麗大学で教授を務めるSoo Young Kwon氏からは、統合報告がもたらす便益と、今後の課題及び韓国での状況についての説明がなされ、特に課題については、企業の説明責任という観点から、重要事項の特定とその説明についてのガイドラインが必要であること、また、今後は情報の保証という観点からの議論も必要であるとの指摘があった。韓国の状況については、まだ統合報告の便益についての理解が十分に進んでおらず、導入が進んでいないことから企業側では情報開示に向けての十分な準備が整っていないこと、また、マネジメント側では導入に係るコストに敏感になっているとの話があった。(牧原)

特集 | Special Issue

第19回 アジア・太平洋 会計士連盟 (CAPA)

ソウル大会レポート



本会議2 財務報告の基盤 — 土台は盤石か？

本セッションでは、CAPAのCEOであるBrian Blood氏を進行役として、ビジネスを良好に遂行するための財務報告の重要性や、その基盤を構築・強化すること、その中で職業会計士が果たすべき重要な役割について、様々な立場にあるパネリストを迎え議論が行われた。Blood氏自身がパートナーとして経験したアーサーアンダーセンの解散や最近の会計不祥事を例に、複雑化するビジネス環境下で、新たなビジネス事象を的確にとらえ適切に財務報告を行うことの難しさについてふれ、経済成長著しいアジア地域でビジネスを良好に遂行するためにも財務報告は重要で、かつ、その基盤構築強化は職業会計士にとって大きな関心事であるとし、本会議のテーマについて述べた。

次に、IFACの政策ポリシー規制分野のダイレクターを務めるGary Pflugrath氏より、IFACを代表して、財務報告の基盤強化に向けて取り組むべき課題についての見解が述べられた。良好なビジネスの実践には、制度的枠組み、国際的な基準、コーポレートガバナンス原則、戦略的プランニングとリスクマネジメント、倫理的な行動や振舞いといった要

素が必要であり、この中で、特に制度的枠組みと国際的な基準の必要性に鑑みIFACが果たしている役割を中心に紹介があった。また、規則を策定するだけではなく、この大会のためにここに集まっているような実務家がその実践を促すことが非常に重要であり、それらが相まって公正で透明性の高い財務報告が実現できるものだと考えていると述べた。

続いて、米国公認会計士協会(AICPA)の副会長で倫理及び品質管理分野を担当するJames Brackens氏より、米国における倫理行動規範に関連する活動が紹介された。AICPAの倫理行動規範の特徴として、簡易な構成となっており関連文献へのリンクを明示していることや、オンラインでのアクセスが可能であり、利用しやすく実務的であるなど、42万人もの会員を擁するAICPAでの創意工夫が紹介された。また、制度的枠組みは、現在、共通化の流れの中にあり、AICPAの倫理行動規範も若干の違いはあるものの、概ね国際基準に整合的であり、倫理行動規範は、細則ルールベースからコンセプチュアル・フレームワークベースに変化し、新たなビジネス事象等に対応できる規範となっていると述べた。

最後にDaobridge Capital社でパートナーを務めるMelissa Brown氏が、株

式投資家の立場から、アジアにおける企業の財務報告についての見解を述べた。投資家に対しては透明性ある情報提供が極めて重要であるが、アジア地域では各種基準のみならず言語や道徳観が異なっており、投資家も1つの見方に限定されず、様々な見方を持った投資家がいることから、情報提供・発信・解釈が難しい点が指摘された。また、アジアという同じ地域にありながら、基準や言語、規制等が様々に異なることから、各国・地域の特徴を理解し、経済動向を把握することが重要であるとの見方が示された。このようなアジアを取り巻く状況の中、投資家は最適な投資のため柔軟な姿勢をとっているが、資本市場の健全な発展のためには、マネジメント、外部及び内部監査人、機関投資家が適切に対話をしていかなければならず、その前提として監査された財務報告は重要であると述べられた。(佐藤)

分科会5 アジア的価値と職業倫理 — ビジネス倫理の向上に会計士が果たす役割

世界的な会計環境の変化を受けて、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)によって、職業会計士の倫理規程(以下「IESBA倫理規程」という。)が適宜更新・改訂されている。自主規制としての職業



加藤 厚氏

(国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ボードメンバー・元企業会計基準委員会 (ASBJ) 副委員長)

倫理は人々の信頼を勝ち取るために欠かせない重要なものであり、その役割はどれだけ強調しても足りないほどである。しかし、文化的・伝統的地域特性が強く、硬直的・階層的なアジアの文化を考えると、その規程の実行は決して容易ではない。本セッションでは、職業会計士がその職務改善のために倫理的な判断を下し、最終的に公益に資するためにはどのような支援が必要かを中心に議論が行われた。

まず、IESBAの副議長を務めるWui San Kwok氏より、冒頭のメッセージとして、我々の職業においては「信頼」が中核であり、そのために、職業倫理が非常に重要な役割を果たしていることが強調された。もともと倫理観は、当初は各自が心がける観念であったが、それが自主規制となり、さらには当局に規制されるものと変遷してきている。また、その内容も、当初は例えば、「客観的であること」などの原則論であったが、時を経るにつれて規則化されてきている側面がある。

特集 | Special Issue

第19回 アジア・太平洋 会計士連盟 (CAPA)

ソウル大会レポート

職業倫理とは文化的な相違によって定義もまた異なるものであることから、今回は、日本・中国・カナダと文化が異なる国々からのパネリストを招いて、職業倫理について考えることを目的にしていると説明があった。

続いて、IESBAのボードメンバーを務める加藤 厚氏より、日本におけるIESBA倫理規程の導入状況が紹介された。それによると、日本では全面的にIESBA倫理規程をアドプションしているが、いくつかの相違があることが報告された。具体的には、それらの相違のうち、①紹介手数料の授受、②贈答・接待及び③名義貸しの禁止に係る規定が取り上げられて、①と②については、JICPAの倫理規則がIESBA倫理規程よりも厳しいものであり、③については、JICPAの倫理規則に追加された項目である旨の説明がされた。そして、これらの相違は、今回の分科会がフォーカスしている日本的な文化、慣習及び倫理観の違いが反映された結果として生じたものであることが説明された。また、今回のテーマの1つとして挙げられた“国際倫理規程のジレンマ”に関しては、例えば、IESBA倫理規程の一番重要なミッションとして配慮しなければならない「公共の利益 (Public Interest)」という言葉は非常に曖昧で広い意味を持つもので

あり、組織や業界、国によってもとらえ方が異なるが、だからといって原則論を適用すれば特定の状況に対応することができない点など、IESBAにおいて職業会計士の倫理規程を制定する際の困難性などが挙げられた。また、最後に、IESBAが新基準として現在提案している「違法行為への対応 (Responding to Non-compliance with Laws and Regulations (NOCLAR))」を日本に適用する際に考えられる検討事項として、例えば、日本では職業会計士の大半が監査業務に従事しており、組織内会計士 (Professional Accountants in Business (PAIB)) の数が非常に少ない点などから、適用においては難しいことが懸念されていることが紹介された。

次に、北京交通大学で教授を務めるLimin Zhang氏から、職業倫理には文化が密接に関連しており、これにはクライアントを重視する商業的観点か、公共の利益を重視する専門家としての観点かのバランスの問題が関係し、例えば、エンロンのような不祥事によっても大きく影響を受けたことが説明された。

さらに、CAPA副会長のJackie Poirier氏 (当時。今回の大会終了時に新会長に就任) より、CAPAの副会長の立場から、特に、反腐败などの観点から政府と職業会計士は協働する責任があり、

関根愛子氏
(JICPA 副会長)



そのためにも強固な会計職業専門家団体 (PAO : Professional Accountancy Organization) が非常に重要な役割を果たすことが考えられること、このため、CAPAでは会計職業専門家団体発展委員会 (PAODC : PAO Development Committee) を設置して、PAOの発展及び向上を支援していることや、そのPAODCが作成した、PAOが成功するための発展モデル (Maturity model) の紹介がなされた。(樫山)

本会議3 財務報告への信頼 —— 一般市民や投資家は正しい情報、信頼できる情報を受け取っているか？

本セッションでは、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 議長のArnold Schilder氏による司会進行の下で、まず、国際会計基準審議会 (IASB) の理事であるChungwoo Suh氏からIFRSの導入による財務報告の基盤の強化についての講演が行われ、次に、規制当局の立場から、マレーシアの証券委員会のエグゼクティブ・ディレクターであるNik Mohd Hasyudeen Yusoff氏が財務報告の責任主体と課題について講演し、さらに、職業会計士の業務に対する支援を通じて財務報告への信頼を担保するという立場から、日本の公認会計士とJICPAの体制や活動を例に、職業会計士団体の果

たすべき役割についてJICPA副会長の関根愛子氏より講演が行われた。

Suh氏は、IASBの理事という立場から、IFRSが財務報告の基盤として受け入れられる理由は、IFRSが国際的な一組の基準として、グローバルに認められた会計基準であることであり、今後もIFRSが高品質で国際的に受け入れられるためには、理解可能性を担保し、実効性あるものとしなければならないとした。さらに、各国における適用状況を紹介するとともに、EUにおける導入事例も紹介し、今後も経済及び市場にとって有効性を保持し続ける基準であるために、継続的な検討と取組みが必要であるとの発言があった。

続いてNik Mohd Hasyudeen Yusoff氏は、マレーシアの監督当局の立場からディスクロージャーの重要性を強調し、開示される情報にはマネジメントのバイアスが入ることもあり得るので、取締役会における財務報告を監督する役割が重要であるとの見解を示した。さらに、監査人への期待としては、複雑化するビジネスの中で、財務報告のプロセスを早い段階から理解し、規則を遵守して監査を実施することが重要で、監督当局の目からは、監査人の中にも品質の差があると感じているため、監査人がその責務を理解し業務を執行する必要があるとあら

ためを感じているとの発言があった。

最後に、財務報告の基盤を支える職業会計士とそれをサポートする職業会計士団体の果たすべき役割について、日本の公認会計士とJICPAの体制や活動を例に、関根愛子氏より講演が行われた。国際化が進む今日、会計も監査業務も複雑になってきており、財務報告の基盤を支える個人個人の職業会計士に対して職業会計士団体が強力にサポートをしていくことが、財務報告の信頼性を確かにするための鍵であると考えていること、この考えの下、JICPAでは倫理規定の設定や監査業務の品質管理レビューをはじめ様々な取組みをしているとの紹介があった。そして、財務報告の基盤を支える土台として、職業会計士には高い職業倫理は欠かせず、高品質の監査の確保のためには、会計士団体が強力に会員を支援していくことが重要であるというメッセージを述べられ、JICPAの取組みを1つの参考に、職業会計士団体が果たすべき役割についての理解が深まることを期待すると結ばれた。

講演の後に行われたパネルディスカッションでは、IFRSの導入にあたっての検討プロセスの透明性担保の重要性や、日本におけるIFRSの適用状況などについての意見交換が行われた。(家徳)



関川 正氏
(JICPA 主任研究員)

分科会8 監査の新しい基準 — 質の高い基準を いかに適用するか？

本セッションでは、CAPAソウル大会の組織委員会委員長でCAPA会長も務めた経験もあるIn-ki Joo氏（現在は、延世大学の名誉教授）を進行役に、IAASB議長のArnold Schilder氏、スリランカ勅許会計士協会会長のArjuna Herath氏、JICPAの主任研究員の関川 正氏をパネリストに迎え、ディスカッションが行われた。本セッションでは、国際監査基準（ISA）の国際的な業務での適用や、現行の監査報告書の様式を変更するという提案の背景、提案されている監査報告書への改善をもたらすメリット、監査基準の今後の展望に加え、スリランカでの監査品質管理レビューの導入事例の紹介があった。

Schilder氏からは、最近の監査基準をめぐるトピカルな項目に関して説明があり、特にクラリティ版ISAの導入が進ん

特集 | Special Issue 第19回 アジア・太平洋 会計士連盟 (CAPA) ソウル大会レポート

でいる状況や、SME実務への適用や国際品質管理基準（ISQC）の中小事務所（SMP）への規模に応じた適用についての取組みなどが紹介された。また、現行の監査報告書の様式を変更する背景についての説明においては、特に監査人に大きな影響を与える可能性のある分野として、監査報告書に「監査上の主要な事項（KAM：Key Audit Matter）」を記載する点などが挙げられた。

続いて関川氏からは、ISAのクラリティ化の重要な成果として、ISAが真に様々なセクターに適用可能な「セクター中立的」な基準となった点の指摘がなされた。さらに、現在、監査が従来の営利法人のみならず、非営利法人にも拡大していくことと、上場企業や社会的影響度の高い事業体には、より深度ある監査や監査の透明性などが求められていく2つの動きがあり、それが、監査基準の「分裂」につながるリスクについて、問題提起が行われた。また、そのリスクに対応するため、監査の同一性を維持しつつ、監査の多様性に対応するための今後の監査基準のあり方についての提言が行われた。

最後に Herath氏からは、スリランカにおける会計監査品質管理システムの導入についての取組みが紹介され、エンゲージメントレベルの品質管理レビュー

を継続実施するとともに、未実施であった監査事務所レベルの品質管理レビューの導入に向けた取組みを行っていること、さらに、監査事務所レベルの品質管理レビューの導入の第一歩として監査品質保証プログラムを遂行し、フレームワークやガイドラインの開発、研修会の開催など認知度を高めるための活動を行っているとの紹介があった。（佐藤）

分科会9 国際財務報告基準 (IFRS) — 世界的な普及に必要な変革は何か？

資本市場は、投資家、企業、職業会計士、監査人をはじめとする様々な利害関係者の手によって作られている。どの利害関係者も、財務報告と会計基準の世界的な収斂の成功へ向けて積極的に関与することで恩恵を受ける立場にある。その成功は、グローバルな資本市場の将来にとって戦略的に極めて重要な問題だからである。本セッションでは、IFRS収斂の現状、原則主義に基づく会計基準の適用・実行プロセスに起因する課題、そしてIFRSの共通の解釈を導き、各国の異なる状況下でこれを実行した際の諸問題に対応するために何ができるかが論じられた。

最初に、マレーシアの証券委員会のエグゼクティブ・ディレクターであるNik Mohd Hasyudeen Yusoff氏より、

関口智和氏
(ASBJ 常勤委員)



IFRSに基づく実務がグローバルに普及するための課題及び今後の展望が述べられ、IFRS適用は各国経済の発展度合と密接に関係し、どのように適用され実務が発展しているかについては各国によって様々であること、その上で国際的に統一的な解釈や運用が効率的なのかどうか、それを誰が判断し審査するのか、解釈に関する課題にどのように対処していくかについての考察があった。また、IFRSの効果的な運用には、専門家の能力を担保することが重要であるが、マレーシアにおいては、監査人、規制当局、基準を作成する専門家等が不足しているという見解もあった。

次に企業会計基準委員会 (ASBJ) の常勤委員を務める関口智和氏より、IFRSがさらに各国に普及するためにどのような変革が必要であると考えられるかについて見解が述べられた。まず、IFRS財団及びIASBが適切な戦略を描くことが重要との見解が示された上で、今後の戦略に関して、公的セクターやNPO向けの会計基準や統合報告にかかわる基準の作成にIFRS財団やIASBが取り組むべきか否かについての問題提起がなされ、見解が示された。また、IFRSの開発におけるデュー・プロセスに関連して、IASBの議決要件について問題提起がなされた。さらに、IASBが基準開発を行う上で、

適切なアジェンダを選定することが極めて重要という見解が示された上で、アジェンダの選定において、各利害関係者の意見を反映させる機会を担保するために、各国の会計基準設定主体等からのフィードバックを活用することが重要であるという見解が示された。最後に、会計基準の開発の基礎となる概念フレームワークを高品質なものとするのが重要であるという見解が示された上で、財務諸表の作成における観点について経済的単一体説と親会社説のいずれによるべきか、測定基礎の選択のあり方、純利益とその他の包括利益 (OCI) の区分やOCIのリサイクリングといった点が、概念フレームワークの見直しにあたって特に重要という見解が示された。

最後に、梨花女子大学教授でIFRS解釈指針委員会の委員を務めているJongsoo Han氏から、韓国におけるIFRSの適用の経験が述べられ、IFRSの適用にあたっては原則主義のIFRSへ対応するための教育が必要とされたこと、関係者の考え方を換え、さらに教育方針を換えなければならなかったことが紹介された。また、2007年から韓国語への翻訳を開始したが、表現が難しく、韓国語の概念になり言葉もあったため、逐語訳が非常に困難であったことのほか、外貨の換算に関する論点など、IFRSが様々な国に適用

されることから生じる問題への対処の問題、ガイドラインが不足している中、原則主義の会計基準を一貫して適用することに困難がある点などが課題として挙げられた。(牧原)

分科会12 複雑に絡み合うインターネットの世界 — 税の抜け道をふさぐ

昨今の多国籍企業による「税源浸食と利益移転 (BEPS)」に対する批判を受けて、経済協力開発機構 (OECD) 及びG20は「BEPSプロジェクト」の下、国際協調アプローチに関する提言を発表するなどして、多国籍企業による租税回避の問題に対処している。本セッションでは、利益移転の倫理、職業会計士の役割、そして職業会計士が直面する課題と機会、中でも、国境を越えて進化するITと機動性の高まる世界における課題と機会についてパネルディスカッションが行われた。

最初に、EY税理士法人のパートナーで、JICPAの租税調査会委員長も務める須藤一郎氏より、BEPSに関する節税スキームの説明が事例に基づいて行われ、このような過度の国際的なタックスプランニングを利用した節税に関してOECDは防止策を導入しているという説明がなされた。続いて、日本企業の国際税務実務の状況について、日本では現地のこととは



須藤一郎氏

(JICPA 租税調査会委員長、EY税理士法人 パートナー)

現地子会社に任せて本社は積極的に関与しないとする姿勢がこれまで多かったため、国際税務の専門家が育成されにくい状況があったが、BEPSにより、企業はグローバルで税務に関して直面し得るリスクを管理することが必要になってきたこと、さらに、移転価格に関して、グループの移転価格取引の概要、グローバル移転価格ポリシー及び現地法人ごとの移転価格に関する資料などの文書化が要請されることとなり、これらが日本に与える影響は非常に大きいとの指摘があった。また、適切な文書化とともに、ポリシーの適切な運用が税務リスク管理には必須であり、適切な助言のできる人材に対する要請が今後ますます高まるとの見解が示された。

次に、ベルギー財務省の国際租税の専門家であるBart Adams氏より、ベルギーの研究開発税制の内容とその背景にある思考についての説明があった。透明性があり、実態に即した税制に基づく公正な国際競争が企業誘致のために

今後も促進されるべきであるとし、ベルギーの歴史・税に対する考え方、研究開発税制とともに説明された。

最後に、AICPAの副会長であるEdward S. Karl氏からは、税金に関してはモラルの側面が強いが、クライアントの言うことをただ聞き、聞いたことに基づいて判断するのではなく、何か疑問に感じるがあれば、税の専門家として検証をすべきであることなどが事例とともに紹介され、最後に、クライアントの立場と自分の立場以外にも、国や税務当局及び制度全体からバランスを考える必要があるとの見解が示された。(牧原)

4. 閉会式

最終日である10月29日の15時半から、閉会式が行われた。閉会式では本大会を振り返り、組織委員会、パネリスト、スポンサーや参加者など関係諸方面への謝辞が述べられた。また、本大会のまとめとして、CAPAソウル大会組織委員会委員長のIn-ki Joo氏及びCAPA会長(当時)のSujeewa Muldalige氏より、「2015年CAPA Seoul 宣言」が公表された。この宣言は、本大会におけるプレゼンテーションやディスカッションの成果として発表されたもので、特に強調する点として以下の4つが掲げられた。

- アジア・太平洋地域における職業会計士の不足の問題に対応し、質の高い職業会計人の育成に取り組む努力を継続すること
- 職業会計士として、公的機関の改革に貢献し、リーダーシップを発揮すること
- 中小事業所(SMP)の強化とさらなる躍進に努めること
- 新しい報告の概念である統合報告の分野に積極的に取り組み、職業会計士としてさらなる進展を目指すこと

最後に、初の女性CAPA会長となるJackie Poirier氏による関係者に対する謝辞が述べられ、本大会は成功裏に終わった。(檜山)

国際委員会

委員長 檜山 豪
副委員長 家徳 真樹
委員 佐藤 洋介
委員 牧原 貴宣

特集 | Special Issue

第19回 アジア・太平洋 会計士連盟(CAPA)

ソウル大会レポート